内では7箇所が「たばこの煙のない施設」

9月定例会一般質問 (要約



仲吉 議

正

員

質問 受動喫煙防止対策について

て、その所信を伺う。 施策が必要となる。そこで、 ための措置を総合的かつ効果的に推進する | なる。 公共施設のうち受動喫煙を防止す 煙が生じないよう、受動喫煙を防止する 立に伴い、 健康増進法の一部を改正する法律案の成 本町においても望まない受動喫 次の件につい

質問① 受動喫煙防止の周知・啓発

動喫煙による健康影響等の周知・啓発を 町民や施設の管理権原者等に対し、 受

回答① 町長

行う。

現在も行っており、 今後も継続して行う

禁煙を進めてきた。その結果、 所や飲食店を訪問し、 ない環境づくり」を推進するため、 議会の方々の協力を得て、「たばこの煙の|が使う施設は原則として「屋内禁煙」と これまでも保健所や健康づくり推進協 屋内禁煙や敷地内 現在、 事業 町

により啓発活動を行っていく。 に対しては事業主セミナーや事業所訪問 広報誌やポスター等の活用、 保健所などと連携して、町民に対しては、 また事業所

として登録されている。今後も引き続き

質問② 対策 公共施設における受動喫煙防止

育館、

官公庁施設等。

るために必要な措置が取られた喫煙専用 以外の場所における喫煙を禁止することに 型に応じ、 室を設置すること等について伺う。 不特定多数の者が利用する施設等の類 その利用者に対して一定の場所

回答② 町長

||今後出される政省令に従い対応していく

|応していくこととなる。公共施設が※第| |なり、法律で定められたルールに従って対 |地内禁煙」、事務所や飲食店など多くの人 種施設か※第二種施設かにより対応が異 童福祉施設、 されている。 施設の類型・場所ごとに対策をとることと 公共施設における受動喫煙防止対策は、 具体的には学校・病院・児 行政機関等については「敷

|※健康増進法改正に基づく施設区分として |の周知コーナーとして活用していきたい。 定の例外を設ける)、児童福祉施設等。 所の特定を行った場合には、受動喫煙防止 なってくるので、今後出される政省令に従 い対応していくこととする。 また、 喫煙場 第二種施設は、大学、老人福祉施設、 第一種施設は、小中学校、高等学校、病院 体 ていない。

質問③ 屋外への喫煙場所の設置

|とができるとある。そこで、西ノ島町小中 |が取られた場所に喫煙場所を設置するこ 学校、別府港旅客船発着場及び役場新庁 で受動喫煙を防止するために必要な措置 分煙室や簡易喫煙室の設置することについ 舎の建設位置となる総合公園に、 て見解を尋ねる。 敷地内禁煙となる施設においては、 屋外の 屋外

回答③ 町長

西ノ島小中学校」・・

「役場新庁舎」・・ 別府港フェリーターミナル」・・・ 今後は島根県と協議し対応する 特定屋外喫煙場所の設置は考えていない

設置基準に応じて検討する

| 設であり子どもたちへの健康を考慮し、 受 | 自負している。 西ノ島小中学校について、学校は教育施

|動喫煙防止の意味からも「特定屋外喫煙 場所」を設置することは、 今のところ考え

根県の管轄部分もあるので、今後、 外の5ヶ所で喫煙可能となっているが、 対応を協議していく。 別府港旅客船発着場については、現在屋 県と

討する。 で、今後、 のための対策を講じる必要性は感じている おける詳細な設置基準が示されてないの が、現時点では、「特定屋外喫煙場所」に 役場新庁舎については、来庁者等喫煙者 詳細が明らかになった段階で検



議

竹谷

実 員

質問 町長の進退について

支援策」は県下でも最先端を行くものと 供を産み育てる環境の整備に努め「子育て ニティ図書館などの大型事業を始めとし 升谷町政も2期目の最終の年になった。 振り返ってみれば、 産業の振興や福祉・医療の充実、子 小中一体校やコミュ

るか尋ねる。 で町長は進退について、どの様に考えてい 向けて取組んでいる。 現在は長年の懸念であった新庁舎建設に このような状況の中

町 長

現在、 だきたい 熟慮中であり、 今少し時間をいた

心誠意取り組んできた 要課題として、また、教育の充実にも誠 | いて伺う。 医療・福祉の充実」、「光ファイバー網の整 推進するため「地域産業の活性化」、「保健・ ある「夢と笑顔のあふれるまちづくり」を 私は、 公平と誠実を信条とし、 公約で

じめ、 社会資本施設の整備をはじめ多くの事に れの分野で一定の成果がでてきているもの 物と心から感謝を申し上げる次第である。 取り組ませていただいた。これも議会をは られるが、何点かにしぼって行っていく。 と思っているが、 しごと創生総合戦略」を策定し、様々な **人口減少対策にも取り組んできた。また、** これまでの取り組みについては、それぞ | 難する」という点に焦点をあて、その旗振 平成27年度には「西ノ島町まち・ひと・ 町民の皆様のご理解とご協力の賜 まだまだ多くの課題が山 最終的には、

熟慮中であるので、 こうした中で、 現在、 今少し時間をいただき 進退については、 いかがか。



議

保 員

質問 町独自の防災訓練について

「計画的な財政運営」の4点を最重 | てみてはどうかと考え、次の3点の案につ | るためにも、町としての 「防災訓練」 を行っ 練を行うことにより、災害を最小限に抑え れている。災害の多いこの日本で、その訓 「天災は忘れた頃にやってくる」といわ

り役(きっかけづくり)を行ってもらい、 を行う。(浦郷地区、美田地区、黒木地区) |行政としては、関連団体との連携などが |③各地区をグループ分けして「防災訓練」 | ②地区ごとに「防災訓練」を行う。 考えられるであろうが「実際に住民が避 ①町全体で「防災訓練」を行う。 災害も地震、 津波、台風災害等が考え

回答 町長

地区ごとの自主防災組織の立ち上げを推

活動促進を働きかけていく

災害以降、 に備えなければならない。 何時起こるか分からない為、そうした状況 きな災害は発生していないが、災害はいつ ハード整備の充実もあり、 平成19年8月の豪雨 大

|が重要だと考えている。こうしたことから、 |いう意識を高めてもらい、地域での見守り、 | 普段から「自らの身の安全は自ら守る」と | 応する事が出来なくなる恐れがあるため、 支え合い、 なるほど、個々に対して行政が迅速に対 災害の発生時は、大きな被害になれば 助け合う意識の醸成を図る事

く。

とである。 |とは、身の安全を守る上で、最も重要なこ | 危険を予測し実際に避難行動を起こすこ 避難する」という防災訓練についてだが、 今回、3つのパターンで「実際に住民が

り、平成25年以降、 効であるため、力を入れてきたところであ 難訓練は、 た経過がある。 本町では、これまでも津波を想定した避 命を守る行動として非常に有 4地区で実施してき

行動ができるようにしてもらいたいが、

地区ごとに住民が適切な避

練 訓練もあれば、 防災訓練には、 要援護者避難の支援訓練、 情報伝達や安否確認の訓 避難場所まで避難する 防災資材

> |る取り組みの整理をし、 |なければならない事など、 た自主防災活動の一環として取り組んでい 踏まえた上で、当該地区にとって有効とな 平常時に取り組める事や災害発生時にし 問にある様々なパターンの訓練も、 の取り扱い訓練等、 づくりを進めて行きたいと考えている。 様々な訓練があるが、 自主防災の組織 地域の実情を こうし 質

《町議会9月定例会の概要》

9月19日 (水)

本会議

町長諸般の報告並びに提案理由説明 議長諸般の報告

を目指し、地区ごとに自主防災組織の立 今年度より地域ぐるみの防災体制の確立

上げを推進し、自主防災の活動促進を働

般質問 (3名)

議案上程 (議案18件(報告1案件、 7案件、 条例等1案件、

き掛けて行くこととしている。

議案 (決算等18案件)に対する質疑 予算7案件、契約2案件))

·委員会審查(決算等18案件)

- 9月20日 (木)
- 委員会審査 (決算等18案件
- 9月21日 (金)
- 委員会審査 (決算等18案件
- 本会議

両常任委員会審查報告

他の委員会に対する質疑及び討論、 (議案18案件は全て原案どおり認定及び

派遣の件(了承) 閉会中の継続調査の申出 (了承)、 議員